

(規程様式第3号)

煙火危険防止の方法

煙火を消費するにあたり「津山圏域消防組合火薬類取締法規程運用要綱」にのっとり以下のとおり、危険予防の方法について遵守します。

- 1 煙火打揚従事者への危険予防の方法**
- 2 観客への危険予防の方法**
- 3 煙火消費の中断又は中止の判断基準**
- 4 煙火消費の終了又は中止後の措置**
- 5 河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法**
- 6 その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法**

(記載例) 独自の危険予防の方法を記載してください。

煙火危険防止の方法

煙火を消費するにあたり「津山圏域消防組合火薬類取締法規程運用要綱」にのっとり以下のとおり、危険予防の方法について遵守します。

1 煙火打揚従事者への危険予防の方法

- (1) 煙火打揚従事者は、社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有する者とする。
- (2) 煙火打揚従事者は、煙火の準備作業中及び消費中は喫煙若しくは火気を取り扱わない。
- (3) 煙火打揚従事者は、消費中はヘルメットを着用する。
- (4) 打揚筒と煙火打揚従事者の間の離隔距離を20m以上確保する。
- (5) 点火場所は2mm厚のポリカーボネート板で出入り口以外を囲む。
- (6) 点火方法は電気点火とする。なお、雷により電気点火ができない場合は、導火線を用いた延時点火に切り替える。

2 観客への危険予防の方法

立入禁止区域を設定するとともに、立入禁止区域内に観客が立ち入らないための防護柵を設ける。

煙火を運搬車両から荷卸してから消費終了後に安全が確認できるまでの間、立入禁止区域内に観客が立ち入らないように警備する。

3 煙火消費の中断又は中止の判断基準

消費現場に風向風速計を設置して1時間ごとに大会本部に連絡することとし、7m以上の強風が10分以上継続して吹いている場合は煙火消費を中断若しくは中止する。

消費現場に持ち込んだAMラジオの雑音回数が増え音が大きくなった場合は、落雷の恐れがあるため、煙火の準備作業及び消費を中断若しくは中止する。

4 煙火消費の終了又は中止後の措置

煙火消費終了後、未着火煙火及び黒玉の探索が終了するまでの間は、立入規制区域への立入禁止措置を解除しない。また、黒玉については、翌早朝に再度探索を行う。

煙火資材の回収は未着火煙火の確認検査を終えた後に行う。

5 河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法

河川区域の降雨量及びダムの放水等の情報を逐次把握し、水位上昇により消費場所が冠水するおそれがある場合は煙火の準備作業及び消費を中断若しくは中止する。

6 その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法

煙火の消費場所の付近に消火用具を備え初期消火体制を整える。

打ち揚げに使用する打揚筒は、ステンレス製の筒を使用する。

消費準備作業終了後に、点火母線、脚線及び電気導火線の全抵抗を測定し、実測値と計算値に10%以上の誤差がある場合は結線状況を再確認する。

打揚煙火は上空20m以上で星等が燃え尽きるように安全な高さで打ち揚げる。

雨により煙火が吸湿しないよう、荒天が予想される場合はバリアメタルシートで筒を保護する。(その他、火薬類取締法施行規則第56条の4に規定する「煙火消費の技術上の基準」のうち該当する基準について遵守する方法を具体的に記入する。)